②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和４年度広島南道路坂地区橋梁設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、令和４年度広島南道路坂地区橋梁設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、参加資格の要件を満たしていない構成員が参加資格の要件を満たすことが必要である。また、この場合において、参加資格を満たしていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに参加資格の要件を満たしていないときは、設計共同体としての資格がないものとする。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、設計共同体としての資格の有効期間中に参加資格の要件を欠くこととなった場合には、設計共同体としての資格を取り消すことがある。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「令和４年度広島南道路坂地区橋梁設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の手続開始の公示に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「令和４－６年度　桑野道路下大野トンネル工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年６月17日

四国地方整備局長　丹羽　克彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事名　令和４－６年度　桑野道路下大野トンネル工事

２　工事場所

徳島県阿南市下大野町五反畑から長生町張

３　工事内容

工事延長　Ｌ＝1,025m、トンネル延長Ｌ＝720m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積　Ａ＝88.945㎡、掘削工Ｌ＝713.5m、Ｖ＝82,000㎥

４　工期　令和６年12月13日まで

５　申請の時期

令和４年６月21日から令和４年７月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和４年７月21日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、令和４年６月20日から

〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33

四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）、又は電子メールにより提出すること。提出場所は上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。なお、申請書への押印は不要とする。また、電子メールにより提出する場合の提出先アドレスskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記⑴まで連絡すること。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）７⑵１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、申請書とともに交付する様式又は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年６月17日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１を使用すること。）。

３）７⑵２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。

４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。

５）納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和４年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組合せとする。

１）四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。